

平成23年度 第2回深谷市同和对策事業審議会議事録

- 1 開催日時 平成24年 2月14日(火曜日)
開会 午後2時00分
閉会 午後3時40分
- 2 開催場所 深谷公民館 大会議室
- 3 出席者 会長 國吉 眞弘 副会長 吉橋 孝治
(12名) 委員 吉澤 正則 委員 塩谷 治代
委員 荻野春之助 委員 村岡 勉
委員 清水 勉 委員 黒澤 幸夫
委員 重田 仁三 委員 藤本 喜八
委員 三枝 茂夫 委員 岩本 京子
- 4 欠席者 委員 清水 國男 委員 佐々木 太
(3名) 委員 藤元 政夫
- 5 出席職員 石田企画財政部長・塚原教育次長
田口企画財政部次長・神田学校教育課長兼指導主事
滝澤人権政策課長・島崎人権政策課主幹兼補佐
加藤学校教育課課長補佐兼指導主事・森田同和对策係長
岡田人権教育係長・大屋人権政策課主任
名取人権政策課主任・塚越人権政策課主事
- 6 傍聴者 30人

(会議の経過)

発 言 者	議題・発言内容（要旨）・決定事項
司会：滝澤課長	<p>1. 開会</p> <p>審議会委員、傍聴者の皆様、改めましてこんにちは。本日は、公私ともにご多用のところ、委員の皆様にはご出席賜りまして誠にありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまから第2回深谷市同和対策事業審議会を開催させていただきます。私は、本日の司会を担当いたします人権政策課長の滝澤です。ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、まず、本日の資料の確認についてお願いいたします。</p> <p>① 本日配布させていただきました審議会の次第です。事前に配布させていただきました次第と内容が変わっております。番号が違っておりますので、本日配布いたしました次第をご確認いただきたいと思っております。</p> <p>② 次に、事前に配布いたしました「深谷市における今後の同和対策事業について 基本方針」と「平成24年度人権政策実施計画（素案）について」の2点です。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>なお、本日の審議会招集は、審議会条例第5条により國吉会長より招集させていただいております。</p> <p>それでは、第2回審議会の開催に当たりまして、國吉会長より委員の皆様にごあいさつを申し上げます。</p>
國吉会長	<p>2. 会長あいさつ</p> <p>審議委員の皆様、ご苦勞様です。それから、後ろにたくさん控えておられます傍聴の皆様、皆様方の熱意に心から感謝申し上げます。</p> <p>本日は、第2回目の審議会でございますが、議題が先ほど滝澤課長からご紹介がありましたように、当市における同和対策事業についての基本方針と、次年度の人権政策実施計画について2つの報告事案が届いております。</p> <p>最初の「深谷市における今後の同和対策事業について 基本方針」は、2月10日に市長の談話と同時に発表されました。その日のうちに、私のところにも市長談話と基本方針が届きました。この基本方針の骨子は、長年これまで深谷市の人権行政の中で大きなウ</p>

<p>司会：滝澤課長</p>	<p>エイトを占めておりました同和行政、同和教育から改めて人権行政、人権教育の事業へと舵を切っていくのだということがこの談話の中でうたわれております。そして引き続き、市民の基本的な人権を尊重し、お互いに人権を尊重しあえる市民生活の実現を目指して、今後も行政施策を公正、公平な立場で進めていくのだということも述べられております。私は、この談話と基本方針に接しまして、一つは青天の霹靂、それからもう一つは来るべきものが来たのかなという二つの感情が交流いたしました。本日、この2つの報告事案が、委員の皆様方に改めて報告されまして、委員の皆様方からも様々なご意見をこの審議会の場で頂戴したいと思います。本日は、限られた時間ではございますが、2つの大事な報告案件を、これから皆様方とともに審議をしていきたいと思っておりますので、最後までよろしくお願いいたします。</p>
<p>司会：滝澤課長</p>	<p>3. 審議会委員の出席状況</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>次に、次第により審議会委員の出席状況を報告いたします。定数15人中12人が出席をされております。審議会条例第5条第3号により、委員の2分の1以上の方が出席されておりますので、本審議会は成立していることを報告いたします。</p>
<p>司会：滝澤課長</p>	<p>4. 議長の選出について</p> <p>次に、次第により議長の選出についてです。本審議会は審議会条例により、國吉会長から招集させていただいておりますので、議事の進行役である議長に國吉会長にお願いし、議事の進行をお願いしたいと思います。國吉会長よろしくお願いたします。</p>
<p>議長：國吉会長</p>	<p>5. 議事録署名人の選任について</p> <p>それでは、委員の皆様、議事の進行役を務めさせていただきます。</p> <p>本日の報告事項に入る前に、議事録署名人の選任をお願いいたします。僭越^{せんえつ}ではございますが、私の方でご指名いたしたいと思います。皆様方のご承認を事前にいただきたいと思っております。いかがでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>異議なし。</p>

議長：國吉会長	<p>ありがとうございました。異議なしの声を頂戴いたしましたので、私の方で、議事録署名人には塩谷治代委員、村岡勉委員の2名にお願いいたします。</p> <p>次に、審議会の議事録につきましては、深谷市のホームページにより公開をしていきたいと考えておりますので、あらかじめご承認をお願いしたいと思います。</p> <p>また、本審議会の傍聴は、もう既に皆様お気づきのように沢山の方々が駆けつけておりますが、審議会傍聴規程によりまして、この傍聴を許可いたしておりますのでご報告いたしておきたいと思っております。</p>
議長：國吉会長	<p>6. 報告事項</p> <p>それでは、本日の報告事項を承ります。</p> <p>報告事項（1）深谷市における今後の同和対策事業について 基本方針でございますが、事務局のほうからご提案、報告をお願いいたします。</p>
事務局：滝澤課長	<p>それでは、「深谷市における今後の同和対策事業について 基本方針」を2月10日の市議会議員全員協議会で報告し、定めましたのでご説明をさせていただきます。</p> <p>《今後の同和対策事業について 基本方針》朗読</p>
議長：國吉会長	<p>それでは、ただいま朗読をもって報告がございましたが、この基本方針につきまして、委員の皆様から質問がありましたら受け付けたいと思っております。挙手をしてご質問をお願いいたします。</p>
委員：黒澤委員	<p>(挙手)</p>
議長：國吉会長	<p>はい。黒澤委員どうぞ。</p>
委員：黒澤委員	<p>黒澤と申します。ただいま基本方針を説明いただきましたが、やはりこの基本方針を出すためには、審議会で先に審議をして、それから発表になっていくような順序が最も正しい順番ではないかと思うのですが。初めに廃止、脱退ありきで、そして、審議会で審議をするというのは、順序が違うのではないのかというような感じがしております。そして、廃止、脱会のやり方は、昨年ありました福</p>

島原発の東電の事故を起こして、これから電気料金を値上げするの
に自分達の経費、儲けを入れて、一般の家庭や会社に電気を売るや
り方と、同じように最初に結果がありきで、このような審議会があ
るのは少しおかしいのではないかと思います。特に従来の方針と1
80度変わるような大事なことであります。審議会でもう少し審議
をして、論議をして、決定していくようなやり方がいいのではない
かと、私は考えております。

今日の審議会が1月20日過ぎには決まっていたことだと思
いますが、今日の審議会があるとわかっていながら、2月10日に発
表しなければならない何か理由があったのかどうか聞いてみたい
と思います。

それから、基本方針の2ページ目にある、下から4行目のと
ころです。ほとんど住環境や生活環境が改善されたとあります。しかし、
そこには差別や偏見そのようなことが解消されたとは述べており
ませんが、今、大変大きな問題になろうとしている行政書士や司法
書士、8業士の団体が、8業士の方々は特別に一般の方から戸籍や
住民票を取ることができますけれど、今、そのようなことでプライ
ム総合法務事務所というところが、日本全国からそのような不正な
情報、不正な資料を取って、売買をしているというようなことが先
日の朝日新聞に載っておりました。皆さんにはお手元に資料を配布
させていただきました。埼玉県でも200通ぐらいが取られており
まして、深谷市でも3通取られております。これは、ほとんど就職
や結婚などのために、部落の者かを調べるために頼んでいるとい
うことであります。ぜひとも、差別は今でもなくなっていないとい
うことを皆さんに承知していただきたいと思います。

それから、3の事業の見直しであります。特別対策終了後、丸
10年たったわけでありますから、このところで見直しというの
はやむを得ないことだと思います。それに対して、何も文句はあり
ませんが、やはり同和行政、同和教育から人権行政、人権教育へと
転換するために、作成した深谷市人権同和教育基本方針であったわ
けでありますが、今までの事業に対しての成果と課題などが一つも
述べられておりませんので、ぜひとも、何のために廃止していくの
か、これがいけなかったから、これを直すために変えていくのだと
いう説明をしていただきたいと思います。

それから、集会所を初め様々な熊谷、深谷、寄居と、この大里郡
で共同してやっている事業に関しても、現に8月には埼玉教育集会

<p>議長：國吉会長</p> <p>事務局：滝澤課長</p>	<p>所連絡協議会で、第3回の実践交流会が深谷の藤沢公民館で開催されました。交流会で滝澤課長は、報告に立って成果と課題を提起し、参加者から深谷市は立派にやっているというような評価が上がっていたあの報告は嘘であったのか。なんのためにあの報告をしたのかということであります。</p> <p>2市1町で、中心的に実行委員会形式で開催してきた大里地区人権教育研究集会も様々な人権問題を取り上げ、教育現場の実践報告をもとに成果を上げてきています。参加した人達からアンケートもいただいておりますが、アンケートの結果に対しては、無視して何もやらないのか。昨日、寄居町役場で今年開かれる大里地区人権教育研究集会をやるための第1回目の会議があったわけですが、今年の場合は、深谷市と寄居町が事務局で、昨年11月ぐらいから事務局として話し合っ、どのように、どこで開催していくのか素案を作ったわけですが、この2月になって深谷市がそれには参加しないというようなわずか、ちょっとした説明もなければ、これが原因で脱会するのだというような話し合いもなく、とにかく深谷市はこういうふうにしたので、そういうのはできない。深谷市だけでやる事業であればいいと思うのですが、よその市、町と一緒にやる事業だけは、少なくとも期限を今年の3月までではなく、あと1年待てば今年の行事は終わるのでありますから今年と一緒にやりますけど、来年はできないという話にしてほしいです。深谷市単独でやっている事業であるならばしかたないけれども、よその市町にそのような無理を言ってすぐに脱会をいうのはとても難しい話ではないかと思ます。なぜ今、大里同和対策協議会を脱退するのか。寄居町や熊谷市にきちんと説明していただきたいと思ます。さもなければ、見直しを撤回するような考えがあるかどうかを併せて聞いてみたいと思ます。</p> <p>ですから私は、この基本方針は、この審議会でもっと協議をして、論議をしてきちっとした形で進めていっていただきたいと、この場を借りてよろしくお願ひしたいと思ます。すみません、まとまりません。</p> <p>はい、それでは、黒澤委員からこの基本方針について、いくつかの点が出されました。どなたが回答されますか。</p> <p>(挙手)</p>
--------------------------------	--

議長：國吉会長

はい。滝澤課長。

事務局：滝澤課長

黒澤委員さんのほうから6点ほどご指摘がありました。順にご説明をさせていただきたいと思います。基本方針について審議会で審議をし、決定する必要があるのではないかというお話でした。もう少し早くできなかつたのか。発表する前に審議会で審議する必要があったのではないかというお話でした。これについてお答え申し上げます。

事業の見直しにありますように1、2、3、4、5につきましては、市がこの間方針として加入等を決めさせていただいております。同和問題の早期解決をするために加入を決定させていただいた内容であります。その内容を今回、退会とする方針になったわけでございます。これには、お話がありましたように特別措置法がきれて10年が過ぎております。同和問題に関わるアンケート調査でもわかりますように市民の理解も進んでいるという状況にあります。140億の事業費を支出してきたわけです。事業費の問題ではありませんが、私は事業費の問題ではないと思います。すべての市民が同和問題について解消しようという努力のもとにアンケート調査でも表れている内容になっております。当然、10年の節目の年となっているということもあります。もう一つは、関係する埼玉県内の自治体の状況も若干あると触れておきたいと思います。

なお、すべてが審議する内容とは考えておりません。今、お話ししましたように集会所運営事業、並びにこれからの人権政策につきましては、来年度、同和対策事業審議会、深谷市人権教育推進協議会に意見を求めながら新たな人権政策、新たな集会所運営事業として、進めていきたいと考えております。

また、昭和44年に建てた集会所も老朽化が進んでおります。建物を含めて、利用者団体、集会所運営委員さん、審議会の委員の皆さんの意見を聴きながら進めていきたいというように考えております。よろしくご理解をお願いしたいと思います。

2点目は、なぜ2月10日に発表をしたのか。

こちらにつきましては、基本方針を、議会議員の皆様にご説明、報告をし、市の方針として定め、市民の皆様、審議会委員の皆様にご報告等しながら進めていきたいということがありましたので、2月10日と時期を決めさせていただきました。

なお、決めた日に即刻、対応しないという方針を深谷市は取っておりません。年度ごとのまとめの期間を設けたり、1年間かけて事業も検討していこうということで、議会の始まる前の2月10日に議長さんをお願いをし、議会議員全員協議会に報告させていただきました。

3点目ですが、戸籍の不正取得の問題かと思えます。これは現在、私も心得ております。今、お話がありましたようなことは認識をしておりますので、担当課、人権政策課もそうした事がないように今後も対応していきたいと考えております。

事業の見直しの関係です。今までの成果について、この基本方針の中に書いていないではないかということです。成果については、十分に我々も考えております。今後の事業を定めるにあたりましては、それぞれの視点から事業の方向性を定める段階で、今まで行った事業の検証、これから行う事業についてそれぞれの意見を聴きながら定めていきたいと考えております。あくまでも基本方針ですのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、藤沢公民館で行った実践報告会です。この中では、私もお話をさせていただきました。集会所運営事業につきましては、見直しが必要なんです。24年度は、見直しをして行きますと発言をさせていただきます。

なお、13ヶ所の集会所の中で、花園集会所については、6,000人近い方が利用されております。やはりこうした集会所と同様にもっていききたいと、他の集会所でも多数の方々が利用されておりますが、今後も市民に開かれた集会所にしていき、事業については、24年度は見直しをしていきたいという話をさせていただいたところです。

6点目の人権教育研究集会につきましては、こちらにつきましては、今、ご指摘がありましたように熊谷市さん、寄居町さんには、ご迷惑をかけたと思ひますが、こうした市の方針を決めさせていただきましたので、来年度の事業につながる会議等につきましては、参加はしないでいこうということでもありますので、ご了承いただきたいと思ひます。

なお、最後に黒澤委員のほうから論議をして進めていくのが必要だというお話がありました。来年度、審議会があります。その中でいろいろな意見を皆さんに聴きながら定めていきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。落ちがあれば上司もいま

	<p>すので、私からの質問に対する報告にしたいと思います。</p>
議長：國吉会長	<p>黒澤委員いかがですか。できるだけ手短にお願いいたします。</p>
黒澤委員	<p>今、審議会の意見を聴きながら、来年度以降はやっていくという話がありましたが、また、結論を作っておいて発表する。先に審議会とかで話をしていくことはできないのですか。</p>
事務局：滝澤課長	<p>(挙手)</p>
議長：國吉会長	<p>はい、滝澤課長。</p>
事務局：滝澤課長	<p>審議会につきまして、諮問する内容についてですが、概ね市の方針を定めまして、皆さん方に意見を求めていきたいと考えております。</p>
議長：國吉会長	<p>それでは、他の委員の皆様にご意見を賜りたいと思います。</p>
藤本委員	<p>(挙手)</p>
議長：國吉会長	<p>はい、どうぞ。</p>
藤本委員	<p>藤本と申します。黒澤委員とダブることになると思いますが、私、体調を崩しておりますので、文章にまとめてきましたので、委員の皆様にご覧いただければと思います。よろしくお願いいたします。</p>
議長：國吉会長	<p>それでは、ただいま藤本委員から文書による質問がでております。事務局の皆さんもう読み終わりましたでしょうか。それでは、事務局のどなたか、ご意見をお願いします。</p>
事務局：滝澤課長	<p>私のほうからお答えいたします。</p>
議長：國吉会長	<p>滝澤課長、ちょっと待ってください。後の傍聴人の皆さんには配られてないですね。それでは、議長のほうで読み上げてからお答</p>

<p>事務局：滝澤課長</p>	<p>えをすることとしてください。それでは、傍聴の方々にはこの文書が届いていませんので、私が代表して読み上げますのでお聞きください。</p> <p>(代読)</p> <p>深谷市における今後の同和行政について基本方針報告に対する私の意見。藤本喜八委員です。</p> <p>内容は、本当はお話すればいいのですが、昨年、身体の具合が悪くなって手術をしたので、うまく話ができないので、文章にしました。</p> <p>報告でこの方針が決定したようにされていますが、いつ、どこでこの方針を決定したのでしょうか。</p> <p>部落差別は本当になくなったのでしょうか。</p> <p>市の方針転換について、この審議会も開催せず、突然、市長が市議会議員全員協議会で発表し、この場で報告事項のみで決定するやり方は、私達委員の人権を無視したものではないのでしょうか。この審議会ですら十分審議してからでも、遅くはないと思います。委員の皆さんいかがでしょうか。</p> <p>傍聴の皆さん方にも耳に届いたと思いますので、挙手の上がった滝澤課長のほうから見解を述べていただきます。</p> <p>いくつかに分かれてのご質問です。</p> <p>この方針につきましての決定は、いつ、どこで決定したのでしょうか。これは、深谷市の政策決定でありますので、深谷市全体の決定でございます。</p> <p>2点目は、部落差別は本当になくなったのでしょうか。今、部落差別を含めて人権問題の係る問題につきまして、人権政策課では様々な事業を展開しているところでございます。全ての人権問題が解消ということには、部落差別だけでなく、なくなっていないということは認識をしております。なるべく全ての人権問題が解消するよう、お互いが人権を尊重しあえるような社会に向けて、今後も人権政策課では政策を進めていきたいと考えております。</p> <p>方針転換についての審議会も開催せず突然ということですが、今、黒澤委員さんにお話しさせていただきましたように市の方針として決定をさせていただきました。審議会の皆様には報告をさせていただく内容です。</p>
-----------------	---

<p>議長：國吉会長</p>	<p>なお、この中身につきましては、いくつかの点につきまして、来年度、同和対策事業審議会の中で、皆様にも意見を求めていく、となっておりますので、よろしくご理解いただきたいと思ひます。</p> <p>藤本委員。というような見解が述べられました。</p> <p>それでは、委員の皆様方、発言があれば挙手をお願いします。</p> <p>三枝委員が挙手しておりますので、発言をお願いいたします。</p>
<p>三枝委員</p>	<p>三枝と申します。突然というような青天の霹靂という言葉もありましたけど。私もこの基本方針を拝見して大変感動しました。そして、突然とか、急にとかいうお話がありますけど、特別法が終わって10年たつ。特別法の前に5年間の経過措置法がありました。だから特別法が終わる5年前に基本的には、同和対策は終わりにするのが部落問題の解決の役に立つのだと。</p> <p>しかし、そうはいつでも激変緩和的な経過措置が必要だからということで、事業を限定して5年間の経過措置の法律を作って、それで特別法が終わったのです。ですから本来、5年間の経過措置、その中でいかにして終わらせていくかということを検討すべきだったのに、どこの行政もそのところは検討しないまま、ずっときて特別法が終わってから、その後もずっと続いてきてやっと10年たって今終わる。そういう状況なのですから大きな流れからいうと、遅いぐらいだと私は思ひます。それにしても、埼玉県全体の中では、このようにきっぱりと、はっきりと、方針転換をするということを打ち出されたということで大変感動しました。</p> <p>ぜひ、これをですね、実は私も運動団体の一員ですが運動している側から市民の皆さんここまでできましたと、部落問題の解決はここまでできましたと、私達も努力したし、市民の皆さんも一緒になって努力してきましたと、今このようになりましたと、もう終わりにしましょうよ、というように運動している側から提示できればよかったと思うぐらいです。</p> <p>傍聴の方にはわかりにくいかなと思ひますが、例えば、人権教育研究集会在大里郡同和対策推進協議会から脱退するとはできなくなってしまうというお話がありました。この人権教育研究集会是、実は誰がやっているのか。誰に呼びかけて、誰がやっているのかと。私達のところには何の呼びかけもありません。つまり、行政と特定の運動団体が企画をしてやっている。それから人権フェスティバル</p>

というのもあります。これも我々のところには、何の話もありません。行政と特定の運動団体がやっている。そういう研究集会であり、フェスティバルですから、いわゆる昔でいうと窓口一本化みたいな、そういう不公正を引きずったものをやっているのが、大里郡市同和対策推進協議会。全部とはいいませんけど、というふうに私は思っております。

したがって、ここから脱退しなければ、同和行政を抜本的に見直す方針転換を図るということは難しいと思います。この脱退しないで、協議をしながら話をしていくとなると、まだ数年かかると思いますので、このところは、正しい選択だと思って私は感動いたしました。

それから、運動団体に対する事業の見直しの1番です。対応基準を廃止する。これも私達はできた時からこの方針はおかしいと。ということが書かれているかという、同和地区住民によって組織されている団体。特別法が終わりましたから、同和地区という言葉が使えないものですから歴史的、社会的に差別を受けてきた地域の住民によって、組織されてきた団体。こういう規定を、特別法が終わって、なおかつ、ずっと続けていて、そして運動団体とどの様に対応するかということを決めていたのが、この運動団体の対応基準なのです。市が進める同和行政に協力していること、というような条件まで付いていたものであったわけなのです。

そういうものも私はここまで引っ張ってきたということ自体が遅かったと。我々の側からもっと早く廃止を求めいくべきではなかったかと思えます。

時間長くなりますので、1点質問ですが、5ページ目に団体補助金の交付要綱は廃止する。私達は長い間これを求めてきました。ようやく廃止する。ただし、経過措置としてということなのですが、今すぐにお答えいただけるかわかりませんが、4ページの特別法が終わってからでも結構ですが、8億4千2百万円。その中で、市税特別措置は早い段階で終わったと思いますので、民間運動団体への補助金の事業費8億4千2百万円の中でどのくらいの額を占めていたのかということが1点。

それと、経過措置として事業に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付するとあります。要綱は廃止だけでも経過措置として、事業に要する経費、事業というのは、何を意味するのか。団体補助金の見直しについては、深谷市全体の様々な各種団

	<p>体の補助金の交付要綱、それに則って運動団体の補助金についてもやっていくという制約が付けてあったはずなのですが。では、事業に対する経費、具体的にどういう事業に対する補助金を出そうとしているかというのをお聞きしたいと思います。長くなってすみません。</p>
<p>議長：國吉会長</p>	<p>はい、事務局から答弁してもらいます。はい、滝澤課長。</p>
<p>事務局：滝澤課長</p>	<p>2点、3点ほど質問がありました。</p> <p>平成14年度から平成17年12月までの事業費の内、補助金につきまして、旧1市3町の支出額について説明したいと思います。</p> <p>旧深谷市では3,840万円、旧岡部町では2,610万円、旧川本町では1,978万円、旧花園町では1,863万8千円を補助金として支出しております。概ね全体事業費の2割程度というふうに考えております。</p> <p>それと、平成18年度から平成22年度までにつきましては、新深谷市になっておりまして、手元に資料がありませんので、後ほど提出していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それから補助金交付要綱の関係でのご質問がありました。経過措置の中で、どういう形で支出していくのだ、ということの質問かと思っております。</p> <p>これは、今、深谷市補助金等の交付に関する規則がございます。この規則に基づきましての支出になります。啓発活動、啓発教育活動に、今まで補助をさせていただいておりますので、それに基づきながら支出をしていきたいと考えております。なお、この間、いろいろな経費につきまして詳細に精査をさせていただいております。ご相談もさせていただきまして、事業に該当しないというご指摘もさせていただいております。この2年間の中でも、お話をしながら規則の中で、必要とされる経費について、補助金を支出していきたいと考えております。</p> <p>なお、その後についてですが、平成22年度に深谷市補助金等見直し方針が定められました。こちらにつきましては、事業費に対して、補助金を支出することになっております。補助金見直しの方針に沿って、今後につきましては、検討していきたいと考えております。</p>

議長：國吉会長	三枝委員、答えが返ってきましたでしょうか。
三枝委員	<p>あの、団体補助金については、事業仕分けの中でも仕分人のほうからこのお金は何だということで、心理的差別をなくすための運動に対する助成だと説明を受けて、そしたら仕分人のほうから内部でそのお金が使われていて、それがどうして心理的差別の解消につながるのか説明がないという指摘がありました。そのあたりはどうなっているのかなと、私も思います。自分達の上部団体や自分達でやっている、いわゆる内々の講演会だとか、研究会だとか、そういう内々のところに大半が使われていて、そして心理的差別をなくすための啓発活動というのは、外に向かってやるものだと思うのですが。そういう事業として、使われているというのはあまりないのではないか。出張費だとか、そういう形のものが大半を占めているのでは思うのですが、そのあたりどうなのですかね。</p>
事務局：滝澤課長	(挙手)
議長：國吉会長	はい、どうぞ。
事務局：滝澤課長	<p>細かい経費につきましては、手元に資料がございませんので報告することができないと思いますが。補助金交付要綱には、補助対象事業として、人権教育、人権啓発に関する事業、人権教育、人権啓発に係る調査研究事業というように定めております。その他、市長が必要と認めた事業となっておるわけですが、今まで支出された内容につきましては、この対象事業にあてはまるということで支出させていただいております。</p> <p>なお、今後はこうした大まかな対象事業要綱につきましては、本年をもって廃止をし、今後につきましては、平成22年度に定めた深谷市補助金等見直し方針により事業費に対する補助を支出するのかを検討するという方針を決めさせていただきましたので、よろしくお願いたします。</p> <p>なお、2年間ににつきましては、深谷市補助金等の交付に関する規則により、詳細に精査をいたしまして、補助金を支出していきたいと考えておりますので、よろしくお願したいと思っております。</p>
議長：國吉会長	はい。それでは、他にご意見をお伺いしたいと思います。

重田委員	(挙手)
議長：國吉会長	はい、重田委員どうぞ。
重田委員	<p>だいたい皆さんと同じなのですが、私としてはですね、なぜ一方的に2月10日で14日、4日間しかないのですよ。これを配布したのかよくその理由を知りたいです。人権行政、人権教育の意向においてですね、10年間もやってきました。だからって説明がありますけど、それは、結果であって、なくなったのか、これからどうするのか、そういうことの説明が一つもうたってないのですよ。それでは、火を消したか、消さないのか、わからないじゃない。火事の結果、燃えてしまったのだから、人が死んでいるのか、いろいろの事を、皆さんとお話し合いをして、それからでも民間運動団体の話し合い協議という、手順をとるのが普通。それからでもいいのではないかと私は思いますけども。説明をよろしくお願いします。</p>
事務局：滝澤課長	(挙手)
議長：國吉会長	はい、滝澤課長。
事務局：滝澤課長	<p>なぜ、一方的か、4日間しか期間がなかったかということなんです。審議会資料につきましては、9月もお話しましたように事前に配布するというのが、前提となっております。審議会につきましては、概ね4日か5日前に事前に配布するというのが、通常でありますので、ご了解いただいているところでございます。</p> <p>なお、市長からの諮問事項ではなく、報告案件となっておりますので、よろしくご了解をいただきたいと考えております。今後の人権行政についてですが、最後の6ページに今後の人権政策ということで、しっかりと深谷市の方針を定めさせていただいておりますので、よろしくご了解をいただきたいと思っております。</p>
重田委員	それでは、深谷市同和対策事業審議会に基づいて、お話し合いをしながら後は決めていくということですか。
事務局：滝澤課長	(挙手)

議長：國吉会長	はい、滝澤課長。
事務局：滝澤課長	<p>はい、今後の人権政策につきましてのご質問であります。4ページにも書かれております、最後のページにも書かれておりますように、深谷市では、憲法、教育基本法を尊重し、人権教育、人権啓発の推進に関する法律に基づいて、深谷市総合振興計画、深谷市人権施策推進指針に定められた人権施策より今後の事業を定め、深谷市同和対策事業審議会及び深谷市人権教育推進協議会に意見を求めて推進していく。</p> <p>なお、深谷市同和対策事業審議会の廃止後における方策の決定並びに事業推進には、深谷市人権教育推進協議会の意見を求めていくものとなっております。これが、深谷市の今後の人権政策の方針でございます。</p>
議長：國吉会長	はい、他にご意見ありますか。
藤本委員	(挙手)
議長：國吉会長	はい、藤本さん。
藤本委員	深谷市における同和対策事業の基本方針についての、もう一つ質問事項を用意したのですが。文章で用意したのですが。
議長：國吉会長	聞いている方にもわかるように要点を絞って質問をお願いします。たくさんありますか。
藤本委員	<p>委員の皆さんに配っていただけますか。</p> <p>「深谷市における今後の同和対策事業 基本方針について」に対する私の質問です。2ページ中段「参考」の同和対策特別措置法施行33年間の金額が旧深谷市、旧岡部町、旧川本町、旧花園町（以下「旧市町」という）の順に表示されております。この「参考」とする数字の羅列は部落問題に関する深谷市民の不信感をあおり、部落差別を助長、拡大する危険性を感じます。よって、部落差別を助長、拡大させないために次のことについて質問をします。</p> <p>旧市町ごとに、この間の総歳出を明らかにしてください。提示さ</p>

れている歳出額の事業の内容を明らかにしてください。同和対策特別措置法等々による事業施策で、国からの特別交付税等の補助制度、県からの補助制度等々による補助金の額を旧市町ごとに明らかにしてください。この提示されている金額は、前項の制度による補助金額等を差し引いた金額であるか明らかにしてください。

4 ページ 2 事業の見直しについて質問します。私達が毎年実施している市町村同和対策推進会議で、「部落差別が存在する限り、法の有無にかかわらず部落解放正統派埼玉県連合会並びに支部との連携を堅持し、部落問題解決に向けた施策を進める」と確認しております。団体と一切対応しない。という基本方針から判断すれば、部落差別は解消したということと解釈できます。市長の考えを明らかにしてください。

次に、5 ページ 5 について質問します。運動団体活動事業費補助金は、どのような目的で歳出されていたか明らかにしてください。私達は一貫して、団体間の補助金の公平、公正、平等についてその是正を求めてきました。その点について、この方針を提示する以前に各団体に対して行政の主体性をもった是正措置の申し入れをされたか明らかにしてください。

6 ページ 3 今後の人権政策について質問します。「人権教育及び人権啓発を推進するに当たり、特に留意しなければならないことは、本来、市民一人ひとりの人格や思想形成に関する問題は、市民の自由意思にまかされている領域でもある」としています。市民の人格形成の過程まで言及するつもりはありませんが、差別を肯定するような思想形成の是正を図る啓発、教育は必要不可欠であります。私達は差別をされた者の自衛手段として糾弾、啓発、教育を進めてきました。

しかし、この箇所は私達の進める糾弾、啓発、教育を否定するものと捉えてしまいますが、その真意を具体的に明らかにしてください。仮に、糾弾、啓発、教育を否定するのであれば、被差別部落出身が差別をされ、市役所に告発したとき市役所では具体的に、どのような方法でこの差別事件の解決を図っていかれるのか明らかにしてください。以上の質問に対する回答は、すべて基本方針の中に文書で明示してください。以上でございます。

議長：國吉会長

滝澤課長が挙手しておりますが、今の全部答えていきますか。

事務局：滝澤課長	市の方針をお話しするだけです。細かい事についてはお話できません。
議長：國吉会長	それでは、発言をお願いします。
事務局：滝澤課長	<p>今回、市の方針を示させていただきましたが、その中の事業費の内容についての詳細を聞きたいと。もう一つは今後の方針について色々な考えがあると、そこで、私達の考えについて質問したという内容だと思います。</p> <p>一つは、この事業費の総額につきましては、1市3町の中で同和対策事業の33ヶ年の歩み等を作成したところがあります。</p> <p>それらを参考に積み上げをし、算出した額になっております。当然その中には、人件費は入っておりません。たとえば、環境改善対策、旧深谷市では31億2,700万円ほど使っております。</p> <p>この基本方針の中で示させていただいております、2ページの上段には、何々対策、何々対策というふうに金額の上に示させていただいておりますが、それぞれの事業対策の金額につきましては、概ね把握しております。今、これを述べますと大変時間がかかりますので、後ほど要望があれば示させていただきたいと考えております。</p> <p>ただ、ご質問にありますように国からの補助金、県からの補助金等の額、旧市町村ごとに明らかにしてほしいということがあります。昭和40年からの予算書中身につきましては、永久保存にもなっていないものも多数あります。ましてや、旧1市3町は合併をしましたので、その関係上、金額を積み上げるのも苦労した次第であります。大変難しいとお答えしておきたいと思っております。</p> <p>それから、事業の見直しについてですが、これは新しい人権政策といえますか、同和対策事業を中心に行っていた事業から人権政策の事業に変えていくと、そのために皆様方に意見を求めていくと、これが基本的な考えになっておりますので、よろしく申し上げます。</p> <p>なお、上部団体等につきましては今後は、対応しないというのが原則になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。</p> <p>運動団体事業補助金につきましては、ご案内のように毎年、各支部の方に支出する時に補助金交付要綱、支出の内容につきましてご説明をし、前年度実績に基づきまして、支出をさせていただいてお</p>

	<p>ります。また、決算時につきましても、支部の方々にご説明をしております。中身について先ほど質問等にもありましたので、そのお答えでお願いしたいと考えております。</p> <p>最後に今後の人権行政の内容です。私達は、それぞれの皆さんの行ってきた運動については、否定もしておりません。当然、皆さん方が行った運動によって数々の人権問題等が解決されたとも認識しております。</p> <p>今後はですね、運動団体は運動団体が行う事業を展開され、行政は主体性をもって行っていくことが重要ではないかと考えておりますので、ご理解のほどをお願いしたいと思います。</p> <p>なお、基本方針の中に文章で明示をするということにつきましては、致しかねますので、よろしくご了解をいただきたいと思います。ご指摘された内容については、基本方針で示させていただいている内容の通りですので、よろしくをお願いしたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長：國吉会長</p>	<p>他に発言の準備をされている方いらっしゃいますか。もう一人だけ受け付けたいと思います。挙手をお願いします。いらっしゃいませんようですのでそれでは、1番目の深谷市における今後の同和対策事業についての基本方針の質問は終了させていただきます。報告事項でございますので、採決とか承認するとかそういうことはいたしませんので、これで1番目の報告を通過させていただきます。ご案内のように、もう1つ報告事項がありますので、次の報告事項を承りたいと思います。</p> <p>平成24年度人権政策実施計画（素案）について。それでは、事務局のご提案をお願いいたします。</p>
<p>事務局：滝澤課長</p>	<p>事前に配布しました深谷市同和対策事業審議会 報告資料 平成24年度人権政策実施計画（素案）についてご説明をさせていただきます。</p> <p>なお、素案とありますように、この事業はこのまま行うということではございませんので、概ね現時点においてこうした方向で事業を進めたいと、いう考えです。</p> <p>なお、来年度の同和対策事業審議会は、なるべく早く委員さんの選出お願いしまして、開催をし、改めて計画等については説明をしていきたいと考えております。</p>

それでは、お手元の資料をご覧ください。

《平成24年度人権政策実施計画（素案）》

教育の推進①学校教育②社会教育・・・朗読

啓発の推進①人権意識の高揚につきましては、啓発冊子、リーフレットの作成。本年度から「忠恕」の作成をし、大変見やすい内容となっております。新しい人権政策のリーフレットにふさわしい内容となっております。来年度、第2号を作成していきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

②相談事業につきましては、計画内容とともに進めていきたいと考えております。こちらにつきましても、今年度行った事業の反省をもとに人権擁護委員さん等にご協力をいただきながら新しく人権相談をしやすい体制をつくっていききたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、地区内外の交流の促進です。集会所指導事業につきましては、13集会所で指導事業を行う予定です。この内容につきましては、大幅に内容を変更する予定となっております。これは、次の年度に向けて新たな地域の公共施設として、どの様にしていったらいいのか。どの様に広く皆さんに使われていったらいいのか、どの様に共に学習をする。また教材等を提示していったらいいのか、1年間かけて研究していきたいと考えております。なお、概ね事業内容につきましては、平成23年度をベースに計画を進めております。

次に、住宅新築資金等貸付事業についてです。来年度1年間かけてまして、滞納額をそのままにするのではなく、確定をしていきたいと考えております。今は、全滞納者に職員がまわっております。その中で、どのような方法で滞納額を減らすのかを、相続をしてないという方もいるようなので、弁護士等にも相談して滞納額を減らすようにしていきたいと考えております。

集会所事業につきましては、お話したとおりです。

次に、市民意識調査につきまして、現時点での考えですが。概ね深谷市人権教育推進協議会のほうに意見を求めながら、同和対策事業審議会の委員さんにも部分的には意見を求めながら、実施するのことも含めて検討していきたいと思っております。

実施する場合には、当然、市民意識調査をなぜするのか等、目的をしっかりとつこと、その結果は、どうした方法で今後、人権教育、啓発を進めていくのかという、一つの視点として捉えて実施していきたいと考えております。

<p>議長：國吉会長</p>	<p>次に、審議会等についてです。</p> <p>①深谷市同和対策事業審議会は1年で方針としましては、廃止していきたいと考えております。</p> <p>②深谷市人権教育推進協議会につきましては、今後とも企業も含め、全ての団体、全ての社会教育団体も入っていただこうと、考えています。ここを中心に深谷市の人権教育を進めていきたいと思えます。</p> <p>以上で説明を終わりにしたいと思います。</p> <p>平成24年度の人権政策実施計画（素案）がただいま提案されました。これについて、引き続き皆様方のご意見を承りたいと思えます。挙手の上、ご意見を願います。</p>
<p>三枝委員</p>	<p>（挙手）</p>
<p>議長：國吉会長</p>	<p>はい、三枝委員。</p>
<p>三枝委員</p>	<p>要望ですが、今後の基本方針の中で、今後の人権政策というこの後半の部分、極めて画期的で重要な指摘であるというふうに私は思いました。「しかしながら、人権教育及び人権啓発を推進するにあたり、特に留意しなければならないことは、本来、市民一人ひとりの人格や思想形成に関する問題は、市民の自由意思にまかされている領域なのだ」と。だから行政が政策としてやる時には、そこはきちんと押さえなければいけないという指摘ですね。基本的人権を尊重し、市民が主体的に学習を進めていく条件整備をやるのが行政の役割だと、きちんとやっていくと、そして、その続きに「非科学的な認識や偏見による差別的な言動を受け入れない、そういう地域をつくる、環境をつくる。」部落問題もそうなのですが、最後の一人までとか、そういうことを言うのではなくて、その地域がそんなのだめだよと、そういう地域づくり、ここが大事なんだという指摘をしている。今後の人権政策の基本にうたわれていることを是非、これからの人権政策の実施計画（素案）の段階ですので、これを具体化される中で、常に今のこの指摘を、きちんと踏まえて計画を立てていただきたいということをお願いしたいと思います。</p>
<p>議長：國吉会長</p>	<p>はい、三枝委員のご指摘、誠にそのとおりだと思います。課長、</p>

事務局：滝澤課長	ご意見、補足しますか。
議長：國吉課長	<p>基本方針ですので、そのとおりです。</p> <p>いかがですか。素案についてのご意見は。議長のほうから少しお尋ねしてよろしいですか。</p> <p>従前の人権政策計画と、今回、平成24年度の人権政策実施計画(素案)は違っているところがございますか。同じですか。その区別がわかりません。それを補強してください。</p>
事務局：滝澤課長	<p>はい、説明します。深谷市では人権政策事業につきましては、平成24年度までの5ヶ年計画をもっております。2月10日基本方針を定めました。その方針によりまして24年度までの5ヶ年計画の内容を、若干の修正を加えております。それは、ご案内のように人権・同和から、同和を除いているということをご説明しておきたいと思っております。同和問題を特別扱いとしましたが、今後は人権政策の中で進めていきたいという、第一歩とお考えいただきたいと思っております。</p> <p>なお、25年度以降につきましては、何度もお話しましたように皆さんの意見を参考にしながら、新しい人権政策を策定していきたいと考えております。以上です。</p>
議長：國吉会長	<p>ただいまの課長のご説明は、基本的には基本方針に基づいて、最終年度の24年度の人権実施計画であるということですね。これまでの23年度、22年度の流れの中できている計画であると承って構わないわけですね。今日、改めて審議された基本方針がこの実施計画の中に具体的に反映はされていないということにもなりますよね。どうですか。</p>
事務局：滝澤課長	<p>はい、基本方針に基づきまして、民間運動団体の上部団体である県連合会の主催するものにつきましては、職員等すべて対応しませんので、それらにつきましては、事業として位置づけをしておりません。それと、民間運動団体が主に中心で行っている実行委員会、人権フェスティバル等につきましても、全て参加をしないということで、24年度事業には反映させております。こうしたことでも、だいぶ内容的には個々の問題につきましても、違っているとご説明させていただきたいと思っております。</p>

<p>議長：國吉会長</p>	<p>議長としてもそういう説明が前提に置いたうえで、この実施計画を提案、報告していただかないと、よく皆様に行き通らないのではないかと思いましたので、皆さんを代表して質問をいたしました。</p> <p>今日の基本方針も具体的に、どこと、どこに反映しているということではありませんけれど、基本方針の中身が基本的にこの本日の実施計画の中にも実施、反映されているのだというふうに理解していただきたいと思います。</p> <p>ほかにご意見、ご質問ございませんでしょうか。</p> <p>それでは他にご意見、ご質問がないようでございますので、2番目の平成24年度人権政策実施計画について、これにて終了させていただきます。</p> <p>それでは、本日予定をしておりました報告事項は、全て終了いたしました。委員の皆様のご活発なご意見によりまして、また、皆様方のご配慮により議事がスムーズに進行できましたことを改めて感謝申し上げます、議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>
<p>司会：滝澤課長</p>	<p>会長、お疲れ様でした。本日、予定しておりました報告事項は会長、副会長をはじめ、委員の皆様のご協力により無事終了することができました。大変ありがとうございます。感謝申し上げます。</p> <p>それでは、次第の最後となりますが、その他といたしまして、何かございましたらお願いしたいと思います。</p> <p>ないようですので、ここで事務局より、お知らせがございます。</p> <p>本審議会委員の任期の件です。本年3月末日で、任期満了になります。大変ご協力ありがとうございました。</p> <p>なお、平成24年度審議会委員につきましては、審議会条例に基づきまして、各団体に選出をお願いする予定ではあります。ご依頼等がありましたならば、今後ともよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして、第2回深谷市同和対策事業審議会を終了とさせていただきます。ご協力、誠にありがとうございました。</p>

